

## 評価料金表

※ 令和3年4月1日以降に設計住宅性能評価申請したもの

別添 評価料金(第30条第1項)

表1 (評価料金)

評価料金は次のとおりとする。(室内空気中の化学物質の濃度等を除く)

(税込)

一戸建ての住宅					
設計住宅性能評価	延べ床面積	100㎡以下	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超
	種別				
	設計住宅性能評価	52,250×K		62,700×K	83,600×K+S×20,900
	変更設計住宅性能評価	25,850×K		31,350×K	41,800×K+S×10,450
	型式性能認定を受けた設計住宅性能評価	46,750×k		56,100×K	75,350×K+S×18,700
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (当センターで設計住宅性能評価を行っている場合)	68,200×K	80,300×K	103,400×K	125,400×K+S×20,900
	建設住宅性能評価 (当センター以外で設計住宅性能評価を行っている場合)	77,000×K	91,300×K	123,200×K	146,300×K+S×20,900
	変更建設住宅性能評価	22,000×K	27,500×K	36,300×K	41,800×K+S×10,450
	再検査料金	11,000×K	13,200×K	17,600×K	20,900×K+S×5,170
	型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅の検査回数1回あたりの料金の減額	11,000×K	13,200×K	17,600×K	20,900×K+S×5,170

K: 選択する分野の数に応じた係数 (0~2:0.90、3~5:0.95、6:1.00)

S: 評価対象住棟の延べ面積から500平方メートルを減じ、200平方メートルで除し、小数点以下を切り捨てた数値

<b>評価料金表</b>
--------------

※ 令和3年4月1日以降に設計住宅性能評価申請したもの

表2 (評価料金)

(税込)

共同住宅										
設計住宅性能評価	延べ床面積	500㎡以下	500㎡超 1,000㎡以下	1,000㎡超 2,000㎡以下	2,000㎡超 5,000㎡以下	5,000㎡超 10,000㎡以下	10,000㎡超 20,000㎡以下	20,000㎡超 30,000㎡以下	30,000㎡超	
	種別	94,270+M× (5,280+OP×330)		104,720+S×26,180+M×(5,280+OP×330)				2,304,720+S×5,170+ M×(5,280+OP×330)		
	設計住宅性能評価	94,270+M× (5,280+OP×330)		104,720+S×26,180+M×(5,280+OP×330)				2,304,720+S×5,170+ M×(5,280+OP×330)		
	変更設計住宅性能評価	A×8,360+Mc× (4,290+OP×330)		(A+2)×(S×2,530+10,450)+Mc×(4,290+OP×330)						
	型式性能認定を受けた設計住宅性能評価	75,350+M× (5,280+OP×330)		S×24,090+94,270+M×(5,280+OP×330)						
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (当センターで設計住宅性能評価を行っている場合)	N×45,650 +M×B +M×4,400	N×72,600 +M×B +M×4,400	N×103,730 +M×B +M×4,400	N×124,520 +M×B +M×4,400	N×155,650 +M×B +M×4,400	N×207,460 +M×B +M×4,400	N×280,170 +M×B +M×4,400	N×331,980 +M×B +M×4,400	
	建設住宅性能評価 (当センター以外で設計住宅性能評価を行っている場合)	N×62,260+M× (10,120+OP× 550)+M×4,400	N×99,550+M× (10,120+OP× 550)+M×4,400	N×142,120+M× (10,120+OP× 550)+M×4,400	N×207,460+M× (10,120+OP× 550)+M×4,400	N×311,300+M× (10,120+OP× 550)+M×4,400	N×363,110+M× (10,120+OP× 550)+M×4,400	N×412,500+M× (10,120+OP× 550)+M×4,400	N×462,000+M× (10,120+OP× 550)+M×4,400	
	変更建設住宅性能評価	46,090+M× (3,190+OP×330)	73,260+M× (3,190+OP×330)	104,720+M× (3,190+OP×330)	125,620+M× (3,190+OP×330)	157,080+M× (3,190+OP×330)	209,440+M× (3,190+OP×330)	282,810+M× (3,190+OP×330)	335,170+M× (3,190+OP×330)	
	再検査料金									
	追加検査料金	個別取り決め								
	型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅の検査回数1回あたりの料金の減額	46,090	73,260	104,720	125,620	157,080	209,440	282,810	335,170	

S: 評価対象住棟の延べ面積から500平方メートルを減じ、200平方メートルで除し、小数点以下を切り捨てた数値

M: 評価対象戸数

N: 検査回数(N=4: 3階以下、N=5: 4~9階、N=6: 10階~16階、以下7階毎にNは1ずつ増加)

A: 計画変更のうち、火災安全性・劣化対策・維持管理の各性能分野(住棟評価)のうち影響を受ける「分野の数(0~3)」

Mc: 変更設計評価を発行する戸数(枚数)

B: 50戸未満=7,040+OP×550 120戸未満=5,940+OP×550 120戸以上=3,850+OP×550 300戸以上=2,750+OP×550

R: 追加検査対象戸数

OP: 選択する分野の数(必須項目以外 0~6)

※追加検査料金は建設住宅性能評価申請時に、申請者と協議の上法定検査回数以上の検査を実施する場合に適用する。

**表3（室内空気中の化学物質の濃度等に係る評価料金）**

別途、見積りによる。

**表4（建設性能評価の場合の交通費）**

- 1.本島内の場合は別途見積りとする。
- 2.住宅の所在地が本島以外の市町村又は離島にあつては申請者と協議の上、表1に掲げる料金に、船又は航空運賃および島内交通費等その実費額を加えるものとする。
- 3.センター取扱い業務と同時に行う場合は申請者と協議の上、減ずることができるものとする。

**表5（住宅性能評価書の再交付等の手数料）**

住宅性能評価書の再交付等の手数料は次のとおりとする。

戸建て・共同住宅	交付書1通につき	5,170円(税込)
----------	----------	------------

表6（長期使用構造等確認の申請 料金表）

## 【 一戸建ての住宅 】

(単位:円、消費税込)

	単独申請の場合	住宅性能評価 <sup>注3</sup> と併せた申請の場合	—
審査料金	47,850	7,700	—

## 【 共同住宅等 】

(単位:円、消費税込)

延べ面積	500㎡以下	500㎡超 1,000㎡以下	1,000㎡超 3,000㎡以下	3,000㎡超 5,000㎡以下	5,000㎡超 10,000㎡以下	10,000㎡超
単独申請の場合	112,750	177,650	363,000	647,350	1,111,000	別途見積
住宅性能評価 <sup>注3</sup> と併せた申請の場合	(12,100+M× 2,750)	(20,900+M× 2,750)	(41,800+M× 2,200)	(83,600+M× 2,200)	(104,500+M× 1,650)	別途見積

(注1) **評価等業務**(住宅性能評価業務及び長期使用構造等確認の業務)の範囲:当センター住宅性能評価業務規程(第6条)による。

(注2) M:評価対象住戸数

(注3) 当センターへの**設計住宅性能評価申請**と併せて**長期使用構造等確認の申請**を行う場合の住宅性能評価の料金は「**評価料金表**」をご参照下さい。

(注4) 住宅型式認定・型式住宅部分等製造者認証等、審査の省略が見込まれる場合は審査料金の割引が適用される場合があります。

(注5) 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は別途審査料金が加算されます。

(注6) 直前の**長期使用構造等確認**を当センターが行っている場合の**変更長期使用構造等確認の申請**は直前の確認時の料金の2分の1の額とする。

(注7) 直前の**評価等業務**を他機関が行っている場合の**変更長期使用構造等確認の申請**は、新たな単独申請とみなし上表の額を適用します。

(注8) **軽微変更該当証明申請**は、一戸建ての住宅:5,500円(税込)、共同住宅等:(5,500円+1,100円×変更住戸数)(税込)とします。

(注9) 確認書や軽微変更該当証明申請の再発行手数料5,500円(1通当り、税込)

附則:本料金表は令和4年4月1日から施行する。